

町長メッセージ「町民の皆様へ」 ～安心・安全のまちづくりを目指して～



湯浅町長
上山 章善

新年の挨拶でもお伝えしましたが、今年は町制施行120周年の記念すべき年です。

新聞報道やテレビコマース、町ホームページ等でご存知の方も多いと思いますが、町制施行120周年を記念し、6月19日(日)に人気テレビ番組「出張!なんでも鑑定団in湯浅」の公開収録を行う運びとなりました。

現在、鑑定品及び観覧者の募集を行っていますので、奮ってご応募いただければと思います。また、湯浅の「営み」、「まちなみ」、「ひと」、「自然」などをテーマとした写真の募集を行っています。これまで、事あるごとに昔の写真を集めてまいりましたが、今回は、昔の写真に加え、将来に伝えていきたい「現在」の写真も対象としています。お預かりした写真については、6月18日(土)に予定している町制施行120周年記念式典などで展示する予定です。ご協力をお願いします。

それに加え、町制施行120

周年事業に使用するロゴマークを募集しますので、よろしくお願ひします。

かねてから申し上げてきたとおり、今年は、湯浅まつり花火大会をはじめ各記念事業が重なりますので、これを機に、例年とは一味違う、工夫を凝らしたものにしよう検討しているところ。とりわけ子どもから大人まで各世代にあったものとする。1年を通じて楽しむことができること、イベント会場周辺だけでなく、もっと広い範囲、もっと大勢の方々が協働で行うものとするを目標としています。

さて、先日、国において3兆3千億円を超える補正予算が成立いたしました。この中では、国が掲げる「1億総活躍社会」の実現に向けた介護・子育て支援や環太平洋経済連携協定(TPP)の大筋合意を踏まえた農林水産業の対策、「地方創生」の加速化、低所得者対策などが盛り込まれていますので、他の市町村に後れを取らぬよう、職員に対して積極的な情報収集を指示したところです。今回のような国の施策や補助を活用することで、より効果的に特色のあるまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

確定申告・町県民税の申告について

税務課直通 ☎64・1106

所得税及び復興特別所得税の確定申告および町県民税の申告の時期となりました。昨年1年間に所得のあった方は、その所得の額によつて税務署か町役場に所得の申告をしなければなりません。ただし、会社等へお勤めの給与所得のみを有する方で、会社等で年末調整をされた方やその扶養家族となっている方は、申告の必要はありません。(なお、被扶養者の方で所得額の証明が必要な場合は、申告をして下さい。)

町県民税(国民健康保険税)に係る申告書については、収入が少なく所得税がかからない方、仕事ができず所得が無い方も申告をしていただく必要がありますので、役場税務課へ申告をして下さい。また、前年度の町県民税申告をされた方にあらかじめ申告書を送付しますので、記入・押印のうえ提出して下さい。

所得税及び復興特別所得税の確定申告

◆期間 (土日祝日を除きます)

2月16日(火)～3月15日(火)

◆場所…湯浅税務署

町県民税(国民健康保険税) 申告

◆期間 (土日祝日を除きます)

2月16日(火)～3月15日(火)

◆時間…9時～17時

◆場所…湯浅町役場1階 税務課

確定申告書等は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！

所得税の確定申告作成コーナーに、給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作しやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

作成した申告書は、印刷して郵送等により提出できます。また、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp

